

名取市 農業委員会だより

平成30年10月15日発行

名取市農業委員会事務局

名取市増田字柳田80番地

☎ 724-7154



毎月の農業委員会総会に提案される農地法等の議案について、農業委員を第一班から第四班に分け、また、今回から農地利用最適化推進委員を第一班から第五班に分けて構成する担任委員会で、総会審議の前に、申請地の現地調査及び申請人から申請内容の聴取を行っています。

写真は、七月総会に提案された申請等について、農業委員第二班、農地利用最適化推進委員第一班の担任委員が現地調査をしている様子です。



就任の挨拶

会長 大友 正一

農業委員会等に関する法律が一部改正され、新制度に移行してから初めての改選がなされました。今回の新制度から農業委員と連携して農地利用の最適化を図っていくため、農業委員会に「農地利用最適化推進委員」が設置されました。

この度、第一回の総会におきまして、私が会長に再選され、会長職務代理には引地長一氏が再選されました。

名取の農業を取り巻く環境については、東日本大震災で被災した沿岸部の水田農業の再構築を図るべく、大区画圃場整備事業が完了に向かい、担い手への農地集積も順調に推移しております。震災復興も発展期を迎え、これから農林水産業については、地域経済を牽引する新たな成長産業としてますます活性化を図る必要があります。

我々農業委員会の委員一同は、かけがえのない名取の農地を守るために、遊休農地、耕作放棄地の解消はもとより、違反転用の防止、担い手への農地の集積、地産地消の推進による消費者の信頼確保など取り組まなければならぬ課題が山積しております。皆様方の声を真摯に受け止め、農業者の代表として皆様方の負託に応える所存でございますので、今後とも農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にお声掛けくださいますようお願い致しまして、就任の挨拶とします。

任期満了に伴う農業委員改選後、去る平成30年6月11日に第1回名取市農業委員会総会が開催され、会長には大友正一委員、会長職務代理には引地長一委員がそれぞれ選出されました。農業委員の任期は平成33年6月9日までの3年間です。また、今回から新制度移行に伴い農業委員会に農地利用最適化推進委員が設置されました。去る平成30年6月28日に農業委員会から委嘱状を交付し名取市農業委員会農地利用最適化推進委員が誕生しました。新体制となり農業委員会の委員一丸となって農家の皆様方の声をお聞きしますので、農地の貸し借り・売買等について、お気軽にご相談ください。

農業委員



大友 正一
(下増田)

農政研究部会



引地 長一
(閑上)

農地研究部会



布田 順一
(愛島)

農政研究部会



大内 繁徳
(増田)

農地研究部会



入間川 康弘
(高館)

農地研究部会



佐竹 智弘
(館腰)

農地研究部会



大久保 昭子
(高館)

農政研究部会



高橋 千里
(館腰)

農政研究部会



武田 とも子
(下増田)

農政研究部会



吉田 芳信
(高館)

農政研究部会



相澤 喜美
(館腰)

農政研究部会



松浦 岩男
(閑上)

農地研究部会



阿部 悅雄
(増田)

農政研究部会



入間川 昭一
(高館)

農地研究部会



松浦 朋子
(愛島)

農地研究部会

新しい、農業委員会 体制となりました

農地利用最適化推進委員



長田 義孝
(館腰)

担当地区
増田・館腰



菅野 弘一
(館腰)

担当地区
増田・館腰



大内 伸一
(増田)

担当地区
増田・館腰



齋 重昭
(館腰)

担当地区
増田・館腰



伊東 繁男
(閑上)

担当地区
閑上・下増田



鈴木 茂之
(下増田)

担当地区
閑上・下増田



橋浦 福男
(閑上)

担当地区
閑上・下増田



武田 公男
(下増田)

担当地区
閑上・下増田



遠藤 勝典
(閑上)

担当地区
閑上・下増田



松浦 正博
(愛島)

担当地区
愛島・高館



川村 勇
(高館)

担当地区
愛島・高館



松浦 道彦
(愛島)

担当地区
愛島・高館



中澤 正一
(愛島)

担当地区
愛島・高館



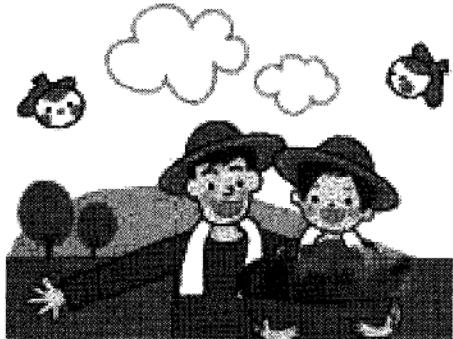
渋谷 由勝
(愛島)

担当地区
愛島・高館

しっかりと積み立て、がっちりサポート

安心で豊かな
老後を

農業者年金



《農業に従事されている方は
誰でも加入できます》

60歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事している方は、誰でも加入できます。

配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

*農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

『農業者年金のメリット』

1 少子高齢時代に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により、将来受け取る年金額が決まる「積み立て(確定拠出型)方式」の年金です。

2 保険料の額は自由に決められます。

保険料は月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に決めることができます。

3 終身年金で80歳までの保証つきです。

4 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。さらに将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象になります。

5 農業の担い手には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしているなど一定の要件を満たす方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

～お問い合わせは、農業委員会またはお近くの農協へ～

農家相談日のお知らせ

農業委員会では毎月1回農業委員による農家相談を行っています。詳しい日時は、広報などりをご覧ください。



全国農業新聞を購読してみませんか？

「全国農業新聞」は、新しい農業・農村の動き、新経営者の戦略や営農技術・流通などの情報を適時、的確に掲載しております。ご購読について、是非ご検討ください。

★ご購読のお申し込みは、農業委員会事務局まで。

